【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

Ａ：適正
Ｂ：一部改善を要する
Ｃ：改善を要する
Ｄ：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
運営規程	1	園則と運営（管理）規程は実態と相違していませんか。 なお、保育所型及び地方裁量型は、運営（管理）規程のみが対象となります。 **法令等** ③法施行規則第16条 ⑥特定運営基準第20条 ㉑学校教育法施行規則第4条	福井	A	A	
	2	職員や利用者に運営（管理）規程を周知するとともに、重要事項を見やすい場所に掲示していますか。 **法令等** ⑥特定運営基準第23条	福井	A	A	
職員と園児の数	3	利用定員を遵守していますか。 **法令等** ⑥特定運営基準第22条	福井	A	A	
	4	市町の利用調整を経ず、受け入れている私的契約児はいませんか。 **着眼点** ・「私的契約児」は、施設型給付の支給対象となっていない乳幼児で、恒常的に受け入れている者を指します。ただし、市町の実施する一時預かり事業、乳幼児子育て応援事業、わくわく幼稚園・保育所等や未就園児保育で一時的に受け入れる乳幼児を除きます。 ・ 受け入れている場合は、定員の範囲内であり、面積基準や職員配置等の遵守ができていること、教育・保育の質が担保されていることなどの確認が必要です。	福井	A	A	
	5	職員の配置状況は、配置基準等を満たしていますか。 **着眼点** ・4歳以上の園児 ： 概ね25（30）人につき1人 ・3歳以上4歳未満の園児 ： 概ね15（20）人につき1人 ・1歳以上3歳未満の園児 ： 概ね6人につき1人 ・1歳未満の園児 ： 概ね3人につき1人 ※（経過措置）保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、（）内の基準も効力を有する。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p6》 ④幼保運営基準第5条第3項 ⑤認こ運営基準第2の1	福井	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
職員と園児の数	5	**参考事項** （3歳児配置改善加算） 3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置規準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算。				
	6	**朝夕等、園児が少人数の場合も、常時2名以上の保育教諭等を配置していますか。（利用園児がいない時間帯を除く）** **法令等** ④幼保運営基準第5条第3項 ⑤認こ運営基準第第2の1 ⑮ 府子本第143号、元初幼教第15号、子保発0221第4号 **参考事項** （保育士配置基準の緩和への特例） 県所管の施設は、「⑳保育所・認定こども園における職員配置基準の緩和の特例の適用期間延長について（通知）（R7.1.27 こ第3525号）」で、平成28年11月～令和10年3月の試行的取組で緩和できます。 実施の場合は、所定の様式で市町を通じて健康福祉事務所に報告が必要です。 緩和内容は、朝夕などの時間帯に配置する保育士・保育教諭2名のうちの1名等です。 代替可能な者は、① 家庭的保育者、②子育て支援員研修の地域型保育コースの修了者、③保育所等での保育業務に常勤職員として従事した実務経験1年以上の者です。	福井	A	A	
	7	**学級担任は常勤・専任ですか。** **着眼点** ・学級担任は、教育時間の開始から終了までの配置が必要です。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p6》 ④幼保運営基準第5条第1項 ⑤認こ運営基準第2の2	福井	A	A	
	8	**3歳以上児の学級編制は、原則、同一学年の園児で編制されていますか。** **法令等** ④幼保運営基準第4条第3項 ⑤認こ運営基準第5の4の1	福井	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

Ａ：適正
Ｂ：一部改善を要する
Ｃ：改善を要する
Ｄ：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
職員と園児の数	8	**参考事項** ⑤8事業者向けFAQ【第7版】Q5：学級編制				
	9	資格を要する職種については、資格要件を満たす職員を配置していますか。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p6》 ①保育教諭：保育士、幼稚園免許を保有する者 ：①法第14条第1項、第15条第1項 ⑤認こ運営基準第3 ②調理員：栄養士、管理栄養士又は調理師を最低一人は配置 ：⑯県条例第3条 ⑱基準条例第7条第13項 ③学校医、学校歯科医 ：①法第27条、㉒学校保健安全法第23条 ④学校薬剤師（幼保連携型・幼稚園型） ：①法第27条、㉒学校保健安全法第23条 **参考事項** （幼保連携型認定こども園の保育教諭の配置特例） 新制度施行から10年間の適用期間を更に5年間延長し令和12年3月末までに限り幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方を有している者を配置数に算定できます。ただし、主幹保育教諭・指導保育教諭については、令和9年3月末までとされています。 （保育士資格・幼稚園免許状取得のための特例） 新制度施行から10年間の適用期間を更に5年間（令和12年3月末まで）延長。幼稚園教諭・保育士資格の併有を促進するため履修科目・試験科目の軽減等の特例措置が設置されています。 （保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業） 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園への移行予定の施設を対象とした県の補助制度があります。	福井	A	A	
施設整備	10	基準に定められている設備を有していますか。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7～8》 ④幼保運営基準第7条 ⑦最低基準第32条	福井	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
施設設備	11	0～1歳児の園児が入所している場合、乳児室・ほふく室・沐浴設備・調乳設備を有していますか。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7》 ④幼保運営基準第7条 ⑭乳児保育通知	福井	A	A	
	12の1	園舎基準を満たしていますか。 **着眼点** (1) 幼保連携型は①と②を合算した面積、それ以外は①の面積 ① 1学級：180㎡ 2学級以上：320＋100×（学級数－2）㎡ ② 満3歳未満の園児数に応じた保育室等の必要な面積(2) 幼保連携型及び幼稚園型は、3～5歳児の保育室が53㎡以上、遊戯室が100㎡以上 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7》 (1) ④幼保運営基準第6条第6項 ⑤認こ運営基準第4の2 (2) ⑯県条例第3条第2項（幼保連携型） ⑯県条例第3条、第5条（幼稚園型）	福井	A	A	
	12の2	各室毎に園児1人当たりの面積基準（有効面積）を満たしていますか。 **着眼点** ・乳児室　：満2歳未満の園児のうち、ほふくしないもの 1人 につき、1.65㎡ ・ほふく室 ：満2歳未満の園児のうち、ほふくするもの 1人につき、3.3㎡ ・2歳児保育室：1人につき、1.98㎡ ・3歳児保育室：1人につき、1.98㎡ ・4歳児保育室：1人につき、1.98㎡ ・5歳児保育室：1人につき、1.98㎡ **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7》 ④幼保運営基準第7条第6項 ⑤認こ運営基準第4の4、9	福井	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
施設整備	13	園庭基準を満たしていますか。 **着眼点** ・①と②を合算した面積 ①イとロを比較して大きくなる面積 イ 2学級以下：330＋30×（学級数－1）㎡ 3学級以上：400＋80×（学級数－3）㎡ ロ 満3歳児以上1人につき3.3㎡ ②満2歳児1人につき3.3㎡ **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p8》 ④幼保運営基準第6条第7項 ⑤認こ運営基準第4の5	福井	A	A	
	14	面積基準等に既存施設特例が適用されている場合、特例の内容を把握していますか。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7～8》 ④幼保運営基準附則第4条 ⑯県条例附則2		D	D	
	15	建物の構造や部屋の用途等に変更がある場合、健康福祉事務所等へ変更届を提出していますか。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p8》 ①法第29条 ㊸一括法	福井	A	A	
	16	保育室（教室）等の清掃、衛生管理、保温、換気等は適切ですか。 **法令等** ㉒学校保健安全法第6条	福井	A	A	
教育及び保育の内容に関する全体的な計画等	17	教育及び保育の内容に関する全体的な計画は作成されていますか。 ・長期的な指導計画（年・期・月） ・短期的な指導計画（週・日） **法令等** ⑤認こ運営基準第5の3 ⑧幼保教育・保育要領第1章第2 ⑨幼稚園教育要領第1章第3、第4 ⑩保育所保育指針第1章3	前川	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
教育及び保育の内容に関する全体的な計画等	18	3歳未満児の個別指導計画を作成していますか。 **法令等** ①法第6条 ⑧幼保教育・保育要領第1章第3 ⑩保育所保育指針第1章3	前川	A	A	
	19	障害児の個別指導計画について、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行っていますか。 **法令等** ⑧幼保教育・保育要領第1章第2 ⑨幼稚園教育要領第1章第5 ⑩保育所保育指針第1章3	前川	A	A	
	20	教育及び保育の内容などの評価、反省等を行い、質の向上や改善に努めていますか。 **着眼点** ・教育及び保育に係る全体的な計画の展開（実践） ・乳児保育に係るねらいや内容、配慮事項等 ・幼児保育及び教育に係るねらいや内容、配慮事項等 ・特別な配慮を必要とする子どもへの指導の充実 ・健康及び安全に係る内容 ・保護者や地域等への子育ての支援の内容 ・教育環境、カリキュラムの評価と改善 ・全体的な計画や指導等の状況に係る評価と改善　等 **法令等** ①法第23条 ③法施行規則第23条 ⑤認こ運営基準第8の6 ⑥特定運営基準第16条 ⑱基準条例第7条第4項 ⑳学校教育法第28、42条 ㉑学校教育法施行規則第39、66条 ㊶児童福祉法第45条 ⑧幼保教育・保育要領 ⑨幼稚園教育要領 ⑩保育所保育指針	前川	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
教育及び保育の内容に関する全体的な計画等	21	認定こども園内外での適切な研修計画を作成し、実施していますか。 **着眼点** ・キャリアパス等を見据えた体系的な研修計画の作成 ・職場内における研修の実施 ・外部研修への参加機会の確保等 ・外部研修等で得た研修成果の組織内での活用 ・カリキュラム・マネジメントの取組、施設における教育・保育の自己点検及び評価・改善のための園内研修 ・園長等研修、主幹保育教諭等研修の受講　等 **法令等** ⑤認こ運営基準第6の4 ⑩保育所保育指針第5章	前川	A	A	
	22	0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していますか。 **着眼点** ・園において育みたい資質・能力 ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿　等 **法令等** ⑤認こ運営基準第5の2 ⑧幼保教育・保育要領 ⑨幼稚園教育要領 ⑩保育所保育指針	前川	A	A	
	23	在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、園における生活の連続性を確保し、一日の生活のリズムを整えるよう工夫していますか。	前川	A	A	
	24	園児の育ちに関する帳票を整備していますか。 **着眼点** ・身体測定、健康診断の記録等 ・教育及び保育経過の記録等 **法令等** ③法施行規則第30条 ⑪幼保連携型認定こども園園児指導要録	前川	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検		評価（課題・改善策等含む）
				職員	組織	
教育・保育の記録等	25	日誌や園児出席簿を適正に整備するとともに、個人情報を適切に取り扱っていますか。 **法令等** ③法施行規則第26条 ⑥特定運営基準第12条 ㉑学校教育施行規則第28条	前川	A	A	
	26	小学校教育への円滑な接続に向けた取組を行っていますか。 **着眼点** ・小学校の児童との交流機会の設定 ・小学校教師との意見交換　等 **法令等** ⑤認こ運営基準第5の6 ⑥特定運営基準第11条	前川	A	A	
虐待防止	27	虐待等の状況が見受けられないか、日々園児や保護者の様子に留意し、早期発見に努め、不適切な養育の兆候が見られる場合は、市町やこども家庭センター等と連携していますか。 **法令等** ⑤認こ運営基準第8の4 ㉕児童虐待の防止等に関する法律第5、6条	前川	A	A	
健康・衛生管理	28	学校医による健康診断及び学校歯科医による歯科検診を認定こども園の類型に応じた方法で実施していますか。 **法令等** 〔幼保連携型〕 ①法第27条 ②法施行令第5条 ③法施行規則第27条 〔幼保連携型・幼稚園型〕 ㉒学校保健安全法第13条 ㉓学校保健安全法施行規則第5条 〔保育所型〕 ⑦最低基準第12条 〔特定認可外保育施設型〕 ⑰県規則第8条	田靡	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
健康・衛生管理	29	各種マニュアルを整備し、職員に周知していますか。 **着眼点** ・感染症及び食中毒 ・事故防止 ・危機管理 ・速やかな事故報告　等 **法令等** ㉘保育所における感染症対策ガイドライン ㉙児童福祉施設における感染症対策マニュアル ㉚保育所におけるアレルギー対応ガイドライン ㉛教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	前川	A	A	
事故防止・安全対策	30	与薬する場合は、薬連絡票に記入してもらう等適切に預かり、誤飲がないよう対策を講じていますか。 **法令等** ⑫幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説　第3章第2節3（5） ⑬保育所保育指針解説　第3章1(3)⑤	田靡	A	A	
	31	SIDS（乳幼児突然死症候群）等の防止対策をしていますか。 **着眼点** ・定期的な睡眠時の状態の観察 ・心肺蘇生法等の研修　等 **法令等** ㉛教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	田靡	A	A	
	32	避難訓練は、火災や非常災害の発生に備え、かつ地域の実情に合わせて、月1回以上実施していますか。 **着眼点** ・非常災害：地震、津波、土砂崩れ、水害への対策等 **法令等** ⑦最低基準第6条 ⑯県条例第3条 ⑱基準条例第7条第7項	小郷	A	A	
	33	事故が発生した場合の対応を把握していますか。 **着眼点** ・対応指針等の整備	小郷	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
事故防止・安全対策	33	・事故防止委員会の設置、定期的な研修 ・事故発生時の連絡体制の確認 ・事故の状況や対応等の記録 ・賠償責任保険等への加入 ・治療に要する期間が30日以上の場合は、市町あてに事故報告書の提出が必要です。 **法令等** ⑥特定運営基準第32条 ㉛教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン				
	34	**認定こども園を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定し、それについての研修や周知をしていますか。** **着眼点** ・安全計画の内容について職員や保護者へ周知すること。 ・研修や訓練を定期的に実施すること。 ・安全計画の内容は定期的に見直しを行い必要に応じて変更を行うこと。 **法令等** ⑤認こ運営基準第8の6，7 ⑦最低基準第6条の3 ㉜保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項	前川	A	A	
	35	**防火管理者を選任し、消防計画を作成して消防署に届け、また、防災用整備等は定期的に点検し、年1回、消防署に報告していますか。** **着眼点** ・廊下や非常口の前等に、非常時の避難、消火活動、防火設備の妨げとなる物品等を放置していないことなど、施設の管理を行うことが必要です。 **法令等** ㉔消防法第8条第1項・第2項 ㉔消防法第8条の2第4項	小郷	A	A	
	36	**認定こども園は通園・園外活動等を目的とした自動車（園バス）等を運行するときは、車内に子どもの見落としを防止する装置（ブザー等）を備えそれを用いて所在の確認をしていますか。**	小郷	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

Ａ：適正
Ｂ：一部改善を要する
Ｃ：改善を要する
Ｄ：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
事故防止・安全対策	36	**着眼点** ・子どもの乗降車の際には点呼等により子どもの所在を確実に確認する必要があります。 ・ブザー等の安全装置の設置が義務づけられています **参考事項** ・幼保連携型認定こども園についてはブザー等の見落とし防止装置の設置及びこれを用いることに困難な事情がある時は令和6年3月31日まで間、1年間の経過措置を設ける。ただしそれに変わる措置を講じて児童の所在の確認をおこなわなければならない。 **法令等** ⑤認こ運営基準第8の6，7 ⑦最低基準第6条の4 ㉖送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン				
保護者との連携	37	**園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護者との相互理解を図るよう努めていますか。** **着眼点** ・送迎時の対応 ・連絡帳 ・園だより ・参観や懇談会 ・掲示板　等 **法令等** ⑧幼保教育・保育要領第4章第1、第2 ⑨幼稚園教育要領第1章第6 ⑩保育所保育指針第4章の2	前川	A	A	
教育・保育時間	38	**1日の教育課程に係る教育時間は4時間以上を標準とし、且つ、保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則としていますか。** **着眼点** 〔幼保連携型・保育所型〕 ・1日の開園時間は11時間が原則 ・毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回らないこと。	前川	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
教育・保育時間	38	**法令等** ④幼保運営基準第9条 ⑧幼保教育・保育要領 ⑨幼稚園教育要領				
地域との連携	39	地域のニーズに応じて子育て支援事業を週3回以上開設する等していますか。 **法令等** ⑤認こ運営基準第7の2	小郷	A	A	
苦情解決体制	40	苦情解決窓口を設置し、保護者へ周知していますか。苦情解決の記録は書面によって整備していますか。 **法令等** ⑥特定運営基準第30条	福井	A	A	
	41	苦情解決体制において、苦情解決責任者及び苦情受付担当者、第三者委員が選任されていますか。 **着眼点** ・幼保連携型及び保育所型のみが対象となります。 ・苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長等を苦情解決責任者に指定するなど、体制整備が必要です。 **法令等** ㉝苦情解決仕組み指針通知	福井	A	A	
食事提供	42	在園児数に相当する給食数を提供していますか。 **着眼点** ・2・3号認定の園児への給食提供は必須です。 **法令等** ㉞健康増進法 ㊷保育所における食事の提供ガイドライン ㊾事業者向けFAQ【第7版】Q10：給食の実施	荒武	A	A	
	43	給与栄養目標量（食事摂取基準）を適正に設定していますか。 **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号 ⑧幼保教育・保育要領	荒武	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
食事提供	44	予定献立表を作成し、必要な項目（献立名、食品名、可食量等）が記入されていますか。 また、保護者へは事前に献立表を配布していますか。 **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号 ㊷保育所における食事の提供ガイドライン ⑧幼保教育・保育要領	荒武	A	A	
	45	一定期間の実施給与栄養量の分布が給与栄養目標量を大きく下回ったり、上回ったりしていませんか。 **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条第2・3項 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号	荒武	A	A	
	46	アレルギー対応の必要な園児や障害児など個々に応じて、かかりつけ医や保護者と連携を図りながら適切に対応していますか。 **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号 ㊷保育所における食事の提供ガイドライン ⑧幼保教育・保育要領	田靡	A	A	
	47	乳幼児にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう食事の提供を含む食育計画を作成し、「教育及び保育の内容に関する具体的な計画」並びに指導計画に位置づけていますか。 **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号 ㊷保育所における食事の提供ガイドライン ⑧幼保教育・保育要領	荒武	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
食事提供	48	給食の提供前に園長、主幹保育教諭等による検食が行われ、結果を記録し、栄養管理に反映していますか。 **法令等** ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号	荒武	A	A	
	49	衛生自主管理点検を個別に実施し記録していますか。 ・調理従事者の個人衛生点検 ・調理設備等の衛生点検 ・調理従事者及び調乳担当保育教諭の月1回以上の検便 **法令等** ㉟健康増進法施行規則 ㊱食品衛生法 ㊸大量調理施設衛生管理マニュアル	荒武	A	A	
	50	業務委託の場合、委託契約書を取り交わし、適切な委託内容となっていますか。 **法令等** ⑦最低基準第11条、32条の2 ㊲厚生労働省令第132号 ㊵児発第86号 ㊶雇児発0601第4号 **委託内容のポイント** ・施設に、受託業者の責任者が配置され、必要な人員（資格保有者含む）が確保されていること。 ・調理従事者に対して定期的に衛生面・技術面の研修を実施すること。 ・適正な食材量を使用し、所要の栄養量が確保されるよう調理方法を工夫すること。		D	D	